附則第三項の次に次の一項を加える。

（廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室長に係る特例）

4　平成三十一年三月三十一日までの間、第四条第四項の循環型社会推進室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○環境省令第十一号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　環境大臣　石原　伸晃

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び」を「東北地方環境事務所及び」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十二号

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第五号及び第十六条第一項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　環境大臣　石原　伸晃

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「次号において同じ。）又は」を「）その他」に、「学校法人、宗教法人、医療法人若しくは社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）」を「法人」に改め、同条第二号中「中小企業者が解散若しくは事業の廃止により中小企業支援法第二条第一項各号の規定に該当しなくなった後又は学校法人等が解散し、若しくは事業を廃止した後に個人が保管することとなった、当該中小企業者又は当該学校法人等の保管していた」を「個人が保管している」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月七日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年四月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則二―三―三五

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十六条の二第一項中「第二十五条第三号」を「第二十五条第二号」に改める。

第七十四条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年四月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則二―一四―九

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百四十四人」を「六百四十人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年四月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―六―七六

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号(4)中「(8)に掲げる者を除く。）」を削り、同号(8)中「医師（課長に限る。）」を「保健師」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年四月一日　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一七―一三七

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表沖縄総合事務局の項中「局長」を削る。

別表第一の七の表警察情報通信研究センターの項の次に次のように加える。

サイバーセキュリティ研究・研修センター	所長	三種
	室長	四種

別表第一の八の表事務局の項中「課長」を「事務局長　課長」に改める。

別表第一の十七の表内部部局の項中「次長」を削る。

別表第一の三十四の表内部部局の項中

「主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種	」

を削り、同表気象測器検定試験センターの項の次に次のように加える。

松代地震観測所	所長	四種

別表第一の三十四の表地方気象台の項中

「空港分室長（人事院の定めるものに限る。）	五種	」

を削る。